

1. 内閣府本府における政策評価について

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第 2 条第 1 項の規定により、原則として、分担管理事務（内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務）にあたる政策を対象に実施。→内閣補助事務（内閣府設置法 4 条 1、2 項）は対象外。
- 3 年毎に基本計画を策定（現行計画は平成 23 年度～25 年度）、政策評価の実施に関する方針等を決定。
- 毎年度初めに実施計画を策定（平成 23 年度実施計画を平成 23 年 12 月 7 日に決定。）、対象政策の評価の判断基準となる測定指標とその目標値を策定。夏ごろに前年度の事後評価を実施。
- 事後評価、事前分析表の作成にあたり行政事業レビューとの連携を図っている。

現行基本計画における政策評価サイクル

		23 年度の政策	24 年度の政策	25 年度の政策
基本計画 (平成 23 年 4 月決定) 対象期間： 平成 23 年～25 年度	平成 23 年度	(年度内) 実施計画 <政策実施>	↑	
	平成 24 年度	事後評価		
	平成 25 年度		↓	事後評価

(注 1) 基本計画・実施計画は、内閣総理大臣決定。補正予算成立等に伴い適時改正。

(注 2) これらの他、規制等を行う場合は「事前評価」を実施。

(注 3) 基本計画はこれまで平成 14 年 4 月、平成 17 年 4 月、平成 20 年 2 月、平成 23 年 4 月に決定

(対象は、それぞれ平成 14～16 年度、平成 17～19 年度、平成 20～22 年度、平成 23～25 年度の政策評価)。

2. 評価対象

平成 23 年度に実施された 20 政策・80 施策に関して設定された 204 指標。
〔平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画〕

3. 政策評価結果・今後の方向性について（総論）

評価結果（目標の達成状況）

達成、概ね達成：平成 23 年度に設定した目標値を達成又は概ね達成（目標値に対する実績値の割合が平均 80%以上）している場合

一部達成：各指標の平成 23 年度に設定した目標値に対する実績値の割合が平均 80%未満かつ一部の指標の目標値を達成している場合

未達成：平成 23 年度に設定した目標値に対する実績値の割合が平均 80%未満かつすべての指標で目標値を達成していない場合

達成に向け進展：平成 24 年度以降に目標値を設定しており、平成 23 年度までに目標値に向けた進展がみられる場合

達成に課題：平成 24 年度以降に目標値を設定しており、平成 23 年度において課題がある場合

その他：事情により実績値が測定不可能であったもの

集計中：現在、実績値を集計中のもの。

	平成 23 年度目標値		平成 24 年度以降に目標値を設定		⑤その他	⑥集計中
	①達成・概ね達成	②一部達成・未達成	③達成に向けて 進展	④達成に向けて 課題		
80 施策中	72 (90%)	1 (1%)	3 (4%)	0 (0%)	測定不能 2 (3%)	2 (3%)

（注：％は小数点以下を四捨五入しているため、すべてを足し合わせても 100%にならない。）

4. 内閣府本府政策評価有識者懇談会（7月6日開催予定）について

平成23年度事後評価についてご議論いただく予定。

※懇談会メンバー

座長 山谷清志 同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授
田辺国昭 東京大学公共政策大学院教授・大学院法学政治学研究科教授
田中弥生 独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部准教授
南島和久 神戸学院大学法学部准教授

5. 今後の予定

[平成23年度 事後評価]

- 平成24年8月下旬目途 評価書公表、総務省に送付

[平成24年度の政策評価]

- 平成25年3月目途 平成25年度内閣府本府政策評価実施計画を決定、公表、総務省に送付